

社会福祉法人古平田和光会 事故発生防止のための指針

1 事故発生防止に関する基本的な考え方

社会福祉法人古平田和光会は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、事故防止に努める。また、事故が発生した場合に、速やかに適切な対応が行えるよう研修(訓練)を実施し、必要な知識の習得に努める。

2 事故発生防止委員会その他施設内の組織に関する事項

介護事故発生の防止等に取り組むにあたり「事故発生防止委員会」を設置する。なお、当委員会は関連の深い委員会と合同で開催する場合がある。

① 設置の目的

サービス提供中の事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供することを目的とする。

② 事故発生防止委員会

構成委員については、各サービスの職員から選任する。

事故発生防止担当者は、構成委員から選任する。

③ 事故発生防止委員会の開催

委員会は、3カ月に1回開催することとし、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。必要な際は、随時委員会を開催する。

④ 事故発生予防委員会の役割

ア) マニュアル及び報告書類等の様式の見直し、更新。

イ) 事故・ヒヤリハット報告の分析及び再発防止策の検討と、防止策の評価。

ウ) 再発防止策の周知徹底。

エ) 本指針の見直し、修正、更新。

3 介護事故の防止のための職員研修(訓練)に関する基本方針

事故発生防止委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修(訓練)を、以下のとおり実施する。

① 定期的な研修(訓練)(年2回以上)

② 新任職員への研修(訓練)

③ その他必要な研修(訓練)

④ 実施した研修(訓練)についての実施内容(資料)及び出席者の記録と保管

4 事故・ヒヤリハットの報告方法及びその分析を通じた再発防止策の職員への周知

報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、介護事故等について法人全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、職員の懲罰を目的とし

たものでない。

① 報告手順の確立

職員は、介護事故等の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告書により報告。

② 事故要因の分析

事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討する。

③ 改善策の周知徹底

報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する。

④ 防止策の評価

防止策を講じた後に、その効果について評価する。

⑤ 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当法人の加入する損害賠償保険で対応する。

5 介護事故対応等に係る苦情解決方法

① 介護事故対応に係わる苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。

② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

③ 対応の結果は相談者にも報告する。

6 当指針の閲覧について 当指針は、利用者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。